

# 第1回小美玉市地域公共交通会議 次第

日 時：平成25年1月18日（金）  
午後1時30分から  
場 所：小美玉市役所 2階  
第2・3会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 会長・副会長の選出
- 5 協議事項
  - (1) 小美玉市公共交通会議について
  - (2) 市公共交通ネットワークシステムの構築にかかる取り組みについて
  - (3) 市地域公共交通実証運行計画（案）について
  - (4) その他
- 6 閉 会

---

## 【配布資料】

- 資料1 小美玉市地域公共交通会議設置要綱
- 資料2 小美玉市地域公共交通会議の概要について
- 資料3 小美玉市地域公共交通スケジュール（案）
- 資料4 小美玉市地域公共交通実証運行計画（案）
  - 小美玉市公共交通ネットワーク検討調査報告書（平成23年3月）
  - 小美玉市公共交通ネットワーク検討調査報告書（平成24年3月）

## 小美玉市地域公共交通会議設置要綱

## (目的)

第1条 小美玉市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

## (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 小美玉市の地域交通施策に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

## (交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とし、小美玉市長が委嘱する。

- (1) 小美玉市副市長
- (2) 旅客自動車運送事業者代表及び関係団体代表
- (3) 住民、利用者代表
- (4) 関東運輸局長(茨城運輸支局長)又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体代表
- (6) 道路管理者
- (7) 石岡警察署署員
- (8) 小美玉市職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、役職により交通会議の委員となった者の任期は、その職にある期間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。
- 3 委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (交通会議の役員)

第5条 交通会議に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 1人
- 2 交通会議の会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。
  - 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた場合には、会長の職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことが出来ない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明又は助言を求めることが出来る。
- 5 交通会議の庶務は、事務局において処理する。
- 6 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(小美玉市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

小美玉市役所企画財政部企画調整課

連絡先：TEL 0299-48-1111

FAX 0299-48-1199

(事務局)

第7条 事務局を小美玉市企画財政部企画調整課に置く。

- 2 事務局長は、小美玉市企画財政部企画調整課長をもって充てる。

(公印の取扱い)

第8条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数、及び管理者は、別表のとおりとする。

(守秘義務)

第9条 交通会議の委員は、職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(軽微な事項に関する取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第11条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 1 月 18 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

名 称	形 状	書 体	寸法(mm)	用 途	個 数	管理者
小美玉市地域 公共交通会議 会長之印	正方形	古印体	18×18	会長名をもつ て発する文書	1	事務局長

## 「道路運送法」抜粋

### (一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

#### 第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

## 「道路運送法施行規則」抜粋

### (一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

第九条の二 法第九条第四項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。)又は協議会において協議が調っているときとする。

### (地域公共交通会議の構成員)

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

- イ 道路管理者
- ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

## 小美玉市地域公共交通会議の概要について

### 1 小美玉市地域公共交通会議とは

本市にあった公共交通についての調査研究を行うため、市民や関係機関の代表者で組織された市公共交通検討委員会が、2カ年に渡り市の現状や課題を基に検討を重ね、平成24年3月に本市が目指すべき方向性とその実現に向けた社会実験計画の素案をまとめました。

この素案を基に社会実験を実施するには、関係法令を遵守しつつさらに専門的な検討が必要であることから、道路運送法の規定に基づき、地域住民、交通事業者など様々な関係者との合意形成や専門的な検討を行うため、市が主宰となり市地域公共交通会議を設置するものです。

### 2 具体的な協議内容

平成24年3月に市公共交通検討委員会がまとめた、公共交通ネットワークの再編の方向性に基づく社会実験計画（案）を推進するために次のことについて協議する。

#### (1) 循環型の交通計画について

- ・循環バスの実証運行にかかる、運行形態、運賃設定、路線・運行計画等について
- ・実証運行の状況調査及び利用状況に伴う再考について

#### (2) フィーダー軸の交通計画について

- ・フィーダー系の対策として拡充により取り組む「市高齢者等外出支援事業」の利用状況の確認及び再考について。

##### ※フィーダー交通

河川の支流という語源から、交通機関の支線のことを指す。幹線交通に交通を集中したり、幹線交通から交通を分散したりする役割を持つ。

#### (3) 公共交通利用促進策について

- ・PR施策について  
(公共交通マップの作成、チラシ・ポスターの作成など)
- ・モビリティマネジメント施策について

(お試しチケット、自動車運転免許証自主返納者対策、駐輪場・駐車場の整備など)

##### ※モビリティマネジメント

個人や組織・地域の移動状況(モビリティ)が、環境問題や健康問題などに配慮しつつ、過度に自動車に頼る状態から公共交通機関や自転車などを「かしこく」使い、社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取組みを指す。

小美玉市地域公共交通スケジュール（案）

項目	平成24年度					平成25年度							
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
小美玉市地域公共交通会議													
事前調査及び関係機関との調整	既存システムの状況確認調整等												
第1回会議		実施	(委員委嘱、実証運行計画(案)の提示)										
第2回会議			実施	(実証運行計画(案)の承認、運行事業者の条件整理)									
第3回会議				実施	(運行計画(運行時刻・バス停箇所等))								
第4回会議									実施				
第5回会議(開催時期未定)													
循環軸社会実験(循環バス実証運行)													
運行事業者の選定					公募	決定							
バス停位置の調整及び設置等						バス停位置の調整	バス停の設置						
許認可申請(関東運輸局)							申請期間約4か月						
道路使用許可、道路占用許可								調整及び申請					
実証運行											試験運行開始		
フィーダー軸社会実験(タクシー補助制度の拡充)													
市高齢者等外出支援事業(拡充)				申請受付開始	拡充制度実施(H25.4.1からH26.3.31まで)								
利用促進策													
公共交通マップ作成							マップ作成	印刷	市内配布				
アンケート調査										利用者・非利用者を対象調査			
市民への周知		要綱改正	タクシー補助制度PR				循環バスPR						

### (3) 小美玉市地域公共交通実証運行計画 (案)

#### ①循環軸の社会実験

##### 循環バスの運行

###### 1) 運行方法

小型ノンステップバス 2 台による JR 羽鳥駅～小川駅間の循環方式による  
定時定路線運行を行う。

###### 2) 運行日

平日のみの運行

###### 3) 運行本数

6 便/日 (朝 2 便, 昼 2 便, 夕 2 便)

時刻(案)	1 便	2 便	3 便	4 便	5 便	6 便
羽鳥駅	7 時台着	9 時台着	9 時台発	13 時台発	16 時台発	19 時台発
小川駅	6 時台発	8 時台発	10 時台着	14 時台着	17 時台着	20 時台着

###### 4) 利用対象者

すべての人が利用可能

###### 5) 運賃

通常の一乗車料金 300 円 (平成 24 年 3 月報告書 (案) により)  
※高齢者及び学生を対象にしているため低料金を協議する。

###### 6) 運行ルート・停留所 (主要拠点)

別添図面により

###### 7) 社会実験の期間

概ね 3 年間を目安とする。

###### 8) 目標数値

乗車率 60% を目標とする。

## ②フィーダー軸の社会実験

### 市高齢者等外出支援事業（タクシー補助制度）の拡充

#### 1) 実施目的

既存のバス路線、循環バスでカバーしきれない地域へのサービスを充実させるために実施するものである。

今回の実験では、まず、現行のタクシー補助制度の規程を改正することによって、利用範囲を広げる。

#### 2) 利用範囲など

##### ア) 対象者

- ・ 現行制度と同様の買い物や通院目的などの外出を支援する取り組み。
- ・ 対象者については、「70 歳以上で自動車運転免許証を所持していない人」と範囲を広げる。

##### イ) 利用範囲

- ・ 「初乗り料金の範囲(約 2.0km)及び通常のタクシーと同様に戸口までの送迎」については現行制度と同様とする。
- ・ 利用範囲については、移動目的場所を限定しないこととする。

##### ウ) 利用可能日数

- ・ 利用回数については、現行制度の1ヶ月あたり2回の年間24回を拡充案では年間24回とする。
- ・ 現行制度と同様に土・日・祝日でも利用可能とする。

##### エ) 利用方法

- ・ 申請している人であれば、証明なしで利用が可能とし現行制度と同様とする。

## 参考) タクシー補助制度の新旧対照表

項目	旧（現行の制度）	改定案（今回試行する制度）
1. 対象者	<p>①70 歳以上の一人世帯または高齢者のみの世帯</p> <p>②60 歳以上で下肢または視覚に障害があり、身体障害者手帳を所持している方</p>	<p><u>①70 歳以上の高齢者かつ自動車運転免許証を所持していない方</u></p> <p>②60 歳以上で下肢または視覚に障害があり、身体障害者手帳を所持している方</p>
2. 利用範囲	日用品を確保する場所及び在宅福祉サービス機関や医療機関、市役所関係施設への往復	<u>移動目的に制限を設けない。</u>
3. 利用回数	タクシー補助券の利用限度枚数は、月 2 回とし、年間 24 枚までを限度	年間最大 24 枚まで利用可能とする。
4. 補助範囲	市内タクシーの初乗り料金（710 円）相当額を限度として助成	市内タクシーの初乗り料金（710 円）相当額を限度として助成
5. 利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予め市に申請し、市より「小美玉市高齢者等外出支援事業利用者票」と「利用券」の発行を受ける。</li> <li>・ 乗車の際には原則として利用者票を提示する。</li> <li>・ 降車の際には利用券 1 枚を添えて個人負担分の金額を支払う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予め市に申請し、市より「小美玉市高齢者等外出支援事業利用者票」と「利用券」の発行を受ける。</li> <li>・ 乗車の際には原則として利用者票を提示する。</li> <li>・ 降車の際には利用券 1 枚を添えて個人負担分の金額を支払う。</li> </ul>

## ■茨城県内のデマンド・コミュニティバス一覧

### デマンド型交通システムの運行経費，1台当りの運行経費等一覧

(平成22年度)

システム名 (市町村名)	車両数 (台) a	運行経費 (千円/年) b	運行日数 (日) c	1台当りの運行経費 (千円/年・台) d = b/a	1日当りの運行経費 (千円・日/台) e = d/c	基本料金 (円)	年間輸送 人員 (人)	一日当輸送 人員 (人)
ながさと号 (日立市)	2	6,014	246	3,007	12	300	5,885	23.9
のりあいタクシー (土浦市)	4	14,158	245	3,540	14	500	15,747	64.3
古河市「愛・あい号」 (古河市)	8	51,800	239	6,475	27	300	28,814	120.6
ふれあい号 (常総市)	6	57,401	241	9,567	40	250	25,031	103.9
石岡市乗合タウンメイト (石岡市)	9	69,217	242	7,691	32	300	38,051	157.2
常陸太田市乗合タクシー (常陸太田市)	4	11,456	154	2,864	19	300	6,632	43.1
デマンドタクシーかさま (笠間市)	10	69,641	234	6,964	30	300	45,491	194.4
乗合タクシー (常陸大宮市)	6	36,410	242	6,068	25	300	4,124	17.0
のり愛くん (筑西市)	10	70,315	241	7,032	29	300	38,303	158.9
乗合タクシー (かすみがうら市)	2	6,874	123	3,437	28	400	3,601	29.3
デマンド型乗合タクシー (かすみがうら市)	3	21,830	176	7,277	41	400	5,135	29.2
桜川市デマンド型 乗合タクシー (桜川市)	5	47,356	241	9,471	39	300	18,781	77.9
神栖市デマンドタクシー (神栖市)	9	52,383	238	5,820	24	300	27,548	115.7
行方市デマンド型 コミュニティバス (行方市)	4	25,014	243	6,254	26	500	17,660	72.7
城里町デマンドタクシー (城里町)	3	19,889	230	6,630	29	300	14,237	61.9
東海村デマンドタクシー (東海村)	6	50,582	278	8,430	30	300	40,636	146.2
やまゆりタクシー (美浦村)	3	12,600	242	4,200	17	300	5,220	21.6
※あみまるくん (阿見町)	2	10,954	41	5,477	134	400	847	20.7
利根町乗合タクシー (利根町)	2	4,176	244	2,088	9	300	5,602	23.0
				平均	31.9	334.2		78.0

※ 平成23年2月1日より実証運行開始

コミュニティバスの運行経費・収入・収支等一覧

(平成22年度)

システム名 (市町村名)	運行経費 (千円) a	収入 (千円) b	収支率 (%) c = b / a	基本料金 (円)	年間輸送 人員 (人)	一日当輸送 人員 (人)
「みなみ号」(日立市)	5,870	810	13.8	200	4,050	17.2
「活性化バス キララちゃん」(土浦市)	37,669	13,740	36.5	100	147,528	404.2
「龍・ゆうばす」「龍ぐうバス」(龍ヶ崎市)	60,871	16,903	27.8	100	190,331	525.8
常陸太田市市民バス(常陸太田市)	36,118	7,116	19.7	200	39,250	127.4
高萩駅東地区バス(高萩市)	7,001	856	12.2	150	5,770	39.8
北茨城市市内巡回バス(北茨城市)	19,240	3,920	20.4	100	41,581	171.1
北茨城市地域巡回バス(北茨城市)	5,790	1,267	21.9	100	12,716	52.3
かさま観光周遊バス(笠間市)	9,774	2,327	23.8	100	23,220	73.9
「ことバス」(取手市)	72,442	14,722	20.3	100	214,988	598.9
牛久市コミュニティバス「かっぱ号」(牛久市)	32,695	13,108	40.1	100	152,055	421.2
「つくバス」(つくば市)	445,066	136,189	30.6	200	736,397	2012.0
「スマイルあおぞらバス」(ひたちなか市)	74,474	13,193	17.7	100	142,382	396.6
鹿嶋コミュニティバス(鹿嶋市)	44,039	10,549	24.0	300	43,319	139.7
「モコバス」(守谷市)	102,582	13,027	12.7	200	83,712	229.3
「ひまわりバス」(那珂市)	18,860	1,198	6.4	100	17,472	73.1
「坂東号」(板東市)	25,449	2,569	10.1	100	28,276	91.8
かすみがうら市コミュニティバス(かすみがうら市)	9,931	618	6.2	100	6,173	41.7
かすみがうら市シャトルバス(かすみがうら市)	9,814	1,501	15.3	距離程運賃	3,580	20.3
つくばみらい市コミュニティバス(つくばみらい市)	31,831	2,996	9.4	100	39,177	127.2
循環バス「海遊号」「なっちゃん号」(大洗町)	14,127	4,142	29.3	100	55,021	150.7
周遊観光バス(大子町)	3,320	152	4.6	100	1,498	11.8
河内町コミュニティバス(河内町)	8,100	1,993	24.6	100	20,237	68.6
※ 平成22年9月末運行廃止		平均	24.5	131		275.9